

平成 26 年度
鎌倉市人権施策推進状況報告

平成 28 年 2 月

鎌倉市経営企画部文化人権推進課

— 目 次 —

I	はじめに	1
II	分野別施策推進の基本的方向と推進状況	
1	女性の人権	2
2	子どもの人権	3
3	高齢者の人権	5
4	障害者の人権	6
5	外国人の人権	8
6	災害発生時の人権	8
7	同和問題	9
8	さまざまな人権	9
III	今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況	
1	人権教育・啓発・研修の推進	11
2	人権に関する相談・救済支援体制の整備	12
3	市民、地域の団体、事業者等との連携	13
4	人権尊重とプライバシー保護	13
IV	平成26年度人権施策に関する主な実施状況一覧	14

I はじめに

鎌倉市は、平成16年3月に、人権施策を進める上での基本理念、方向性などを示す基軸として「かまくら人権施策推進指針」を策定し、平成26年1月には、10年間の人権を取り巻く社会情勢の変化、とりわけ平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、かまくら人権施策推進指針を改訂いたしました。

本書は、平成26年度中の人権施策の推進状況を報告するものです。

かまくら人権施策推進指針における基本理念

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくり

人との出会いを大切にし、一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが人間として尊重されるまちづくりをめざします。

2 多様性と違いを認め合い、共に生き、支え合う社会づくり

一人ひとりが「共に生きる社会」の一員として、生存を全うする権利を持つとともに、他者の権利を尊重し、「多様性と違いを認め合い」、「共に生き、支え合う社会」をめざします。

3 平和を希求し、世界に開かれたまちづくり

人権の尊重は、平和が確立されてはじめて可能であるという認識を新たにして、平和を希求するとともに、人権問題に関しても世界に誇れる鎌倉をめざします。

II 分野別施策推進の基本的方向と推進状況

1 女性の人権

【基本的方向】

女性の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、責任を担う真の男女共同参画社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画

それぞれの審議会が目標値に近づくよう、改選時の委員構成に配慮することを求めましたが、平成26年4月1日現在、審議会等における女性委員の登用目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないこと）を達成した審議会等の割合は31.5%でした。

■ 審議会等女性委員登用状況

目標：男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないこと

	25年4月1日現在	26年4月1日現在	27年4月1日現在 (参考)
目標を達成した審議会等の割合	27.8%	31.5%	28.2%
女性委員の割合 (平均値)	29.5%	28.0%	27.3%

(注) 前年度に開催実績のない審議会を集計から除外

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の充実

シェルター等への一時避難が必要と思われるDV被害者に対し一時保護を行いました。県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、シェルター入所に同行するほか、退所後についての相談等にも対応しました。平成26年度の入所実績は1件です。

相談体制の充実

女性相談を平日の毎日開催し389件の相談を受けました。女性相談では、一時保護につながるような緊急性を要する相談から、身近な人間関係に至るまで多岐にわたる相談に対し、女性相談員が適切なアドバイスを提供しました。

■女性相談の件数

	24年度	25年度	26年度
面接相談	84件	80件	60件
電話相談	224件	240件	329件
合計	308件	320件	389件

(3) 固定的な男女役割分業意識の解消

市民と協働で編集、発行する情報誌「パスポート」において、市内の女性経営者2人に対談していただき、男女の役割の固定化ではなく、選択できる多様性の大切さを語っていただきました。また、「育休後職場復帰セミナー」と題した市民講座を開催し、多くの市民が参加し、育休後の育児・家事と夫婦のパートナーシップなど仕事と家庭の両立について理解を深めました。

今後の課題

政策・方針決定の場への女性の参画については、登用目標に達している審議会等が前年と比べて僅かに減少している状況です。女性委員が少ない審議会等では、団体の代表を職で充てている傾向があります。団体の代表が男性の場合には、代表に限らず他の女性の役員の推薦を促すなど柔軟な対応を求める必要があります。

固定的な男女役割分業意識の解消を図るため、市では、情報誌の発行、セミナー開催等様々な啓発事業を実施していますが、今後、情報誌の配置先の拡大や関心の高いイベントの開催など工夫が必要です。

2 子どもの人権

【基本的方向】

次代を担う子どもたちの人権が守られ、鎌倉で健やかに生まれ育つ環境づくりと、子育て支援による活力ある地域社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 児童虐待防止ネットワーク組織の充実

福祉・保健・医療・教育・警察など児童に関わる関係機関による要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもや家族への援助の方法や対策を協議、連携し、虐待相談ケースに対し、関係機関が情報を共有しながら問題解決への対応に努めました。

(2) こどもと家庭の相談室の充実

こどもと家庭の相談室では前年度以前からの継続を含め延 1,113 件の相談に対応しました。誰でも気軽に相談できるよう第 1・3 水曜日の 20 時までの夜間や月 1 回土曜日に相談窓口を開設しました。

■こども相談の件数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
こどもと家庭の相談室における相談件数(カッコ内は新規)	1,271 件 (471 件)	1,206 件 (386 件)	1,113 件 (380 件)
虐待相談件数の内数(新規)	167 件	153 件	164 件

(3) 子育て支援講座の実施

親の養育力を高め、子育てに対する不安感、負担感を軽減することを目的として子育て支援講座を開講し、児童虐待防止等に努めました。

(4) いじめや不登校対策の充実

市独自のスクールソーシャルワーカーの配置、教育支援教室「ひだまり」での支援や「心のふれあい相談員」により小学校での教育相談体制の充実を図りました。教育センター相談室への相談は延 2,533 件あり、一人ひとりの状態を把握して支援を行うほか、学校や関係機関との連携により相談事業の充実に努めました。

鎌倉市では、平成 25 年 9 月に施行された「いじめ対策推進法」に基づき、「鎌倉市いじめ防止基本方針」を策定し、鎌倉市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るものです。

今後の課題

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき設置されています。関係機関内で資料や情報の提供及び必要な協力を求め、さらに関係機関の連携を強化することで、虐待の発生及び深刻化予防に向けた支援の充実が求められています。また、平成 25 年度に子どもの貧困対策推進法が施行されましたが、それに対応する具体的な施策の実施が求められています。

その他、いじめや不登校対策として、すでに、小学校に「心のふれあい相談員」や市独自のスクールソーシャルワーカーを配置し効果を上げていますが、今後、配置時間の増加について検討が必要です。また、平成 26 年 4 月に策定された「鎌倉市いじめ防止基本方針」に基づき、今後さらに効果的ないじめに関する防止対策等を実施していきます。

3 高齢者の人権

【基本的方向】

高齢者の虐待防止対策を推進するなど高齢者の人権と権利を擁護し、高齢者が健康と生きがいを持って、いつまでも住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送れるまちなの実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 高齢者虐待の未然防止策の推進

啓発活動を行うとともに、早期発見、早期対応に努めました。虐待の事例に対しては、地域包括支援センター、民生委員と連携し市のケースワーカー・保健師が訪問の上、解決に努めました。

(2) 成年後見人制度の利用促進

成年後見制度の利用促進及び周知・啓発を図ることを目的に平成 26 年 7 月 1 日に「鎌倉市成年後見センター」を開設し、社会福祉士による随時相談及び弁護士による専門相談を行うとともに、市民向け講演会及び関係団体向け研修会を開催しました。

また、この制度相談を行っている市内 7 か所の地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進に努めました。

手続きができる親族が不在の場合に、鎌倉市長が手続きを行い適切な制度利用を進めました（平成 26 年度市長申立 12 件）。また、成年後見制度利用手続きの中で発生する精神再鑑定費用の助成及び後見人等への報酬費用の助成を実施しました（平成 26 年度 3 件の助成を実施）。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターは、高齢者のよろず相談所として介護に関する初期相談や、日々の暮らしにおける悩み事などを受けるため、市からの委託により設置しています。

- ・平成 26 年度の市内 7 か所に設置された地域包括支援センターの新規相談 3,159 件
- ・平成 26 年医療福祉連携会議（関係者による連絡会議） 3 回開催

今後の課題

鎌倉市では、2012（平成24）年に「鎌倉市高齢者保健福祉計画（平成24年度～平成26年度）」を策定し、「住みなれたまちで元気に暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりを目指して」を基本目標とし、高齢者が生きがいを持ち社会参加する機会をつくり、健康づくりや介護予防を意識した生活しやすい環境を整え、いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりのための様々な取組を進めています。

しかし現実には、家庭における高齢者への暴力や介護の放棄などの虐待、福祉施設等での人権への配慮不足、高齢者の孤独死、悪質商法による被害など、高齢者の人権が侵害される事例が後を絶ちません。また、高齢化に伴う認知症等により判断能力が不十分なため、日常生活に支障をきたす事例も顕著となっています。

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるようにするため地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、高齢者虐待防止法に則した虐待の早期発見や早期対応、介護従事者の人権意識の向上や、高齢者の権利擁護に向けた取組が必要となっています。

また、東日本大震災を機に、地域で一人暮らしの高齢者の見守りをさらに強化するなど、お互いに顔の見える関係を築き助け合い、協力し合って地域を守っていこうという機運が高まってきています。ケアの受け手に寄り添ったサービスの提供や日頃の介護のあり方等、被災地から学ぶことも少なくありません。

4 障害者の人権

【基本的方向】

障害者の人権と権利を擁護し、障害のある人もない人も社会の一員としてあらゆる行動に参加し、共に生き、支え合う社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

（1）障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

誰もが安心して地域で暮らせることはとても重要です。バリアフリー化のための住宅設備の改造への補助金の交付や歩道の段差解消などを行いました。

また、災害時において、在宅障害者を緊急受入れするための協定を市内5施設と締結しました。

障害者の雇用の場を確保するため、市として障害者を対象とした採用試験を行

いました。より積極的に多様な障害者の雇用に努め、平成 26 年度は 2 名を採用しました。また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を雇用した事業者に奨励金を支給しました。（平成 26 年度対象者 53 人）

（2）ライフステージに応じた相談支援体制の推進

障害者の自己選択、自己決定を実現させるため、サービス基盤や相談支援体制の整備に努めました。

特別な支援を必要とする児童とその家族に対して、子どもの発達に対する相談・支援及び障害児放課後・余暇支援事業等を実施し、児童福祉法の一部改正に伴い児童発達支援センター「あおぞら園」で実施する「保育所等訪問支援」を平成 25 年度から本格実施しました。

（3）障害者の虐待防止の推進

障害者虐待防止法による「障害者虐待防止センター」を設置し、児童等の虐待防止機関と連携し、障害者の権利擁護を図りました。（平成 26 年度相談・受付件数 9 件）

（4）成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進

「かまくら成年後見制度連絡会」を活用しつつ、成年後見制度の周知・啓発を行い、さまざまな相談や利用支援を図りました。

（5）障害者への理解の推進

市役所ロビーで福祉施設の手作り品やお菓子を販売するふれあいショップを定期的に開催するほか、障害者週間に合わせた作品展を行いました。

各小・中学校での共同及び交流学习として、総合的な学習の時間等による福祉学習、アイマスク体験学習や点字学習等を実施しました。

高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援として、成人中途言語障害者への支援や機能訓練教室を開催しました。

今後の課題

ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障害のある人もない人も、だれもが共に生き、支えあい、暮らせる社会、障害者がすべての人びとと同様の権利をもって生活ができる地域社会づくりがさらに求められています。

さらに、雇用、社会参加など暮らしのあらゆる場面において「障害者の権利に関する条約」に定められた「合理的配慮」を社会全体で推進していく必要があります。

5 外国人の人権

【基本的方向】

外国人を含むすべての人々の人権が守られ、地域で共に安心して生活していくことができる世界に開かれたまちづくりをめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 多言語による情報提供の推進

県作成の多言語対応医療マニュアルや配偶者暴力相談パンフレット、観光商工課作成の観光用の多言語パンフレットや市民課作成の生活行政情報を記載したパンフレットを窓口に置き、情報提供に努めました。また、市民通訳ボランティア制度を運営しています。

(2) 多文化共生社会の推進

日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対し、日本語指導等の支援をすることにより、学校生活への適応を図りました。平成26年度は20日間、日本語指導者を派遣しました。

国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際フェスティバル2014」を開催し、団体の活動紹介及び国際理解の場を提供しました。また、国際交流・協力団体連絡会「情報かわら版」を年4回発行し、情報提供を行いました。

6 災害発生時の人権

【基本的方向】

大規模な災害の発生は人権侵害と切り離せない関係にあり、女性や子どもなど弱者に対する配慮が大変重要です。女性の視点での避難所の生活環境づくりなど大規模な災害に備えた男女共同参画の推進と災害時の要支援者に対する支援などの取り組みに努めます。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 防災に関する男女共同参画の推進

避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくりについては、プライバシーや性差等への配慮が重要であることは認識されていますが、具体的は施策を行っておらず、これからの課題となっています。

また、防災会議への女性委員の登用は、困難な状況ですが、今後も女性委員の登用に努めていきます。

(2) 災害時要支援者に対する支援

災害時要支援者支援システムについては、要支援者名簿を作成し、意向確認及

び支援者への情報提供を行い、運用を開始する予定です。

また、避難場所案内板、避難誘導路面シート等の整備については、引続き、案内表示を多言語化するなど、多様な人にとって認識性が高く防災効果が期待できる標識等の整備を進めます。

7 同和問題

【基本的方向】

同和問題については、特別対策は終了し、一般対策で対応することになりましたが、この問題が完全に解決したわけではありません。今後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念に則って、啓発活動等を推進していきます。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進

教職員・市職員・市民を対象とする人権啓発講座を開催し、人権尊重についての認識向上に努めました。また、小・中学校に人権教育担当者を置き、校内研修や各種研修会での情報提供、資料提供を行うとともに、学校の実態に応じた人権教育を推進しました。

(2) えせ同和行為の排除に向け、啓発等の取組の推進

えせ同和行為の排除に向けた対応を庁内ネットワークに掲示し、市職員への周知を図りました。

8 さまざまな人権

【基本的方向】

社会の状況が日々変わっていく中、さまざまな人権問題が起こっています。患者等の人権や性的少数者の人権、ハラスメントなどこれらの問題を正しく理解し、配慮していくことが重要です。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 患者等の人権（感染症に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消）

HIV・エイズ等の研修会に参加し、積極的な情報収集に努めるとともに、感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットを配布し、周知を図りました。学校教育においては、保健体育、社会科、総合的な学習の時間、道徳などの学習において、感染症や人権についての学習を通して、偏見や差別をなくすよう人権感覚を身に付けさせています。

(2) 性的少数者の人権（相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消）

性同一性障害者への配慮、意識啓発

人権啓発パンフレットを配布し、性同一性障害を含む性的少数者への配慮の必要性についての啓発に努めました。

(3) 犯罪被害者の人権（犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み）

かながわ被害者支援サポートステーション等が発行するパンフレットを配布し、犯罪被害者等への配慮の必要性についての啓発に努めました。

(4) 拉致被害者の人権（拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発）

政府拉致問題対策本部作成の各種ポスターを掲出し、拉致被害者への理解を深めるよう啓発に努めました。

(5) インターネット等による人権侵害（インターネット、ソーシャルネットワークサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発）

学校への情報提供や教員への研修等を行うとともに、情報に関する授業の折に、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進めた。

また、PTA主催の研修会などや学校だより等で情報モラルについての啓発に努めました。

(6) ホームレス問題（偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発）

人権啓発パンフレットを配布し、ホームレスの問題を人権の問題として啓発や教育を行いました。

県と合同でホームレスの巡回相談を実施するとともに、生活保護の制度を利用し生活の立て直しを図るなど自立に向けた支援を行いました。

(7) 個人情報の保護

個人情報の漏えいを防ぐため、平成26年4月から本人通知制度を実施し、住民票の写し等の不正取得による市民に対する人権侵害の防止を図りました。

(8) さまざまなハラスメント

セクシャル・ハラスメントに限らず、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど、ハラスメントの概念は拡大しており、適切な対応が求められています。パワハラ・セクハラ研修などを実施し、職員の理解を深めました。

今後の課題

性的少数者の人権や犯罪被害者の人権など、新たに出てきたさまざまな人権についても正しい理解と配慮が重要です。小・中学校における早期の教育が求められるとともに、スクールカウンセラーによる対応の充実等が必要です。

Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況

1 人権教育・啓発・研修の推進

【基本的方向】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」に基づき、「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまらづくり」をめざして、人権教育・啓発・研修を推進します。

(1) 人権教育の推進

● 基本的方向

学校教育・社会教育の活動全体を通じて、人権尊重の精神を基盤として、差別をなくす人権教育を推進するとともに、自分が大切にされていると感じることができる教育環境づくりに努めます。

○ 主な重点施策の推進状況

保育園・幼稚園や小・中学校において、男女平等教育や・道徳教育や社会科などにおける人権教育に取り組みました。また、PTA役員を対象とした人権講演会を実施し、子どもの人権問題について理解を深めました。

(2) 人権啓発の推進

● 基本的方向

市民がさまざまな人権課題に対して正しい理解を深めるとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、幅広い情報提供・広報活動を推進します。また、日時や場所の設定も考慮し、市民が参加しやすい啓発活動を行います。

○ 主な重点施策の推進状況

市民を対象とする講座については、参加しやすい日時・時間帯で設定しました。いじめ問題の支援をしている方による講座を開催し、当事者の気持ちや取組みを学ぶ機会を提供しました。年2回の人権メッセージパネル展及び人権擁護委員とともに街頭啓発活動を行いました。また、市のホームページで人権啓発に関する情報を提供しました。

(3) 人権研修の推進

● 基本的方向

すべての市職員や教職員が人権課題を正しく理解し、豊かな人権感覚を持って、それぞれの職務にあたるよう、人権研修を進めます。

○ 主な重点施策の推進状況

横浜国際人権センター、神奈川人権センターが主催する講演会、講座に参加するとともに、神奈川人権センターが主催する人権学校では、福祉部門で相談業務

を担当する職員が参加しました。

また、市職員と教職員を対象とした研修会を実施しました。

今後の課題

人権啓発を効果的に行うには、まず多くの人に参加していただくことが重要です。市民が関心を持つテーマや講師選定を工夫するほか、他課や県等との連携、団体や企業の協力等により、集客や費用負担を検討することも必要です。

また、ホームページに加え、ツイッター・フェイスブック等の新たな媒体を加えることにより閲覧機会を増やし、啓発活動を進める必要があります。

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

【基本的方向】

相談者への迅速かつ適切な対応を行うため、相談内容を幅広く受け止めるとともに、関連機関と連携した相談体制をさらに整備していきます。

【主な重点施策の推進状況】

相談業務については、市民のさまざまな相談需要に対応するため、「人権相談」、「女性相談」、「こどもと家庭の相談室」、「ひとり親家庭の相談」、「教育相談」、「高齢者相談」、「法律相談」、「労働相談」などの相談窓口を設置し、広報かまくらで周知しているところです。人権窓口への相談は、女性に対する暴力、子どもなどへの虐待、いじめ等人権侵害、日常生活の近隣トラブルから生じる問題など、複雑・多様化していますが、とりわけ、女性に対する暴力、子どもなどへの虐待、については迅速な対応が求められており、関係機関との連携を密にし、適切な対応に努めました。

今後の課題

相談内容が複数の窓口に関連すると思われる場合、相談者に適切な窓口を紹介する必要があります。職員は、相談の主旨を理解したうえで、適切な窓口につないでいくことが求められます。制度設計をしっかりと作り、さらに促進させていく必要があります。

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

【基本的方向】

鎌倉市は、市民の自発的な意思に基づく市民活動が盛んです。NPOセンターには多くの団体が登録され（2015年3月現在約400）、さまざまな活動を展開しています。人権施策の推進にあたっては、人権研修の周知を依頼するなど、市民、地域の団体、事業者等とそれぞれの特性に合わせた連携を図ります。

【主な重点施策の推進状況】

市民、地域の団体、事業者等との連携の推進ために、「大船地域づくり会議」に鎌倉市が一団体として参加しました。

また、市民に対する啓発機会や情報提供の充実として振り込め詐欺防止のための講座を高齢者団体会員を対象に行いました。

4 人権尊重とプライバシーの保護

【基本的方向】

情報化社会である現代において、個人情報の流出などのプライバシー侵害が発生し、犯罪につながる事例がふえています。インターネットの利用などの際は、お互いの人権を尊重した行動をとることが必要です。また、行政機関が保有する個人情報の適正管理と職員の研修に取り組みます。

【主な重点施策の推進状況】

市民に対して、個人情報の適切な取扱いについて情報提供に努め、職員に対しては、個人情報保護ハンドブックの基準に則った運用を求めました。

今後の課題

社会的に孤立した高齢者や障害者の救済や児童虐待への対応にあたっては、個人情報の取扱いについて適切な運用が求められることもあり、今後の課題となっています。

IV 平成26年度人権施策に関する主な実施状況一覧

かまくら人権施策推進指針改訂版第4章「分野別施策推進の基本的方向」における8分野の基本的方向ごとに示した重点施策、及び第5章「人権施策推進に向けて」に示した5項目の取組の重点施策のそれぞれの事業について、原課が評価しました。

事業評価

A：十分達成した

B：おおむね達成した

C：まだ努力を要する

D：取り組めていない

「第3章・分野別施策推進の基本的方向」に関する主な実施状況

1 女性 重点施策 ①政策・方針決定の場への女性の参画

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
審議会等における女性委員登用の促進	文化人権推進課	平成27年3月31日現在、目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないこと）を達成する審議会等の割合は28.2%であった。担当課を通し、女性委員が少ない審議会等への登用促進に努めた。	女性委員がない審議会もあるため、担当課に直接聞き取るなどして、早急な対応を求めていく。	C
女性人材登録リスト作成	文化人権推進課	女性人材リストを市内ネットワーク上に登録し閲覧を可能にしている。	リストの活用について継続的に市内へ周知をしていくとともに、各課が把握する人材情報を収集していく必要がある。	C
かまくら男女共同参画市民ネットワークアンサンブル21の活動の充実	文化人権推進課	事業の企画運営を市とアンサンブル21とで協働で行った。フォーラム1回・セミナー2回実施。情報誌2回発行。	運営委員が減少し、活動に支障をきたしている。新たな人材確保が必要。	B
女性管理職の登用促進	職員課	女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めた。（部長1名（昇任1名）、次長3名、課長3名（昇任1名）、課長補佐18名（昇任7名）、係長65名（昇任18名））	今後もさらなる女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めていく。	B

1 女性 重点施策 ②ドメスティック・バイオレンス対策の充実

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
DV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援	文化人権推進課	警察からの連絡や相談事業を行っている方の中から、シェルター等への一時避難が必要と思われるDV被害者に対し、県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら一時保護を行った。（平成26年度は1件）保護者の自立については、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係機関との連携を図りながら、支援を図っている。	対象となる事案が発生した場合は、関係機関と連携をとり、迅速に対応できるよう常に体制を整えていく。	B
暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発	文化人権推進課	情報提供として市が実施する女性相談の窓口案内カードを作成し、配布した。また、県が作成しているDV相談窓口案内カードを公共施設に配布した。 配偶者等への暴力に対する理解を深めるための講座等の開催や学習機会の充実を図っており、平成26年度は神奈川県立かながわ女性センターとの共催により、DV気付き講座を実施した。	引き続き情報提供及び啓発のための講座の実施に努めていきたい。	B

1 女性 重点施策 ③固定的な男女役割分業意識の解消

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
男女共同参画に関する情報誌・啓発冊子を発行し講座等を開催します	文化人権推進課	男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」との協働により、女性の起業についてのセミナーを実施するなどイベント等を実施した。 フォーラム1回、セミナー2回、情報誌発行2回。	集客できるテーマ設定が課題。 また、情報誌を、より多くの市民に手に取ってもらえるよう、配布先を拡大していく必要がある。	B

2 子ども 重点施策 ①児童虐待防止ネットワーク組織の充実

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
「鎌倉市要保護児童対策地域協議会」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進	こども相談課	要対協実務者会議、代表者会議を年2回ずつ開催し、関係機関の連携に努めた。 代表者会議2回、実務者会議2回、進行管理会議4回、援助活動チーム会議46回 児童虐待対応保育所マニュアルの作成	通告件数の増加や支援困難事例が発生しており、児童相談所等の専門的支援が必要となっている。各関係課と児童虐待マニュアルを作成し重大事案の未然防止に努める。今年度は青少年課と協働で作成予定。	B

2 子ども 重点施策 ②こどもと家庭の相談室の充実

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
「こどもと家庭の相談室」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進	こども相談課	こどもと家庭の相談室では、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までだけでなく、第1・3水曜日は20時までの夜間や月1回土曜日の相談を実施し、相談の機会の拡充を図った。 相談件数380件うち虐待相談164件対応。 相談室リーフレットを市内小、中学校、保育園、幼稚園に配布。広報がまくら、市HPを活用し相談窓口の周知に努めた。	通告件数の増加や支援困難事例が発生しており、児童相談所等の専門的支援が必要となっている。	B

2 子ども 重点施策 ③子育て支援講座の実施

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
虐待防止意識の啓発	こども相談課	子育て講座CSP、NP、PPP、BPを実施。児童虐待の未然防止に努めた。	継続的・計画的な実施が課題となっている。	B

2 子ども 重点施策 ④いじめや不登校対策の充実

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるための相談体制の推進	文化人権推進課	市内の公立小学校・中学校の全生徒を対象に、神奈川県をはじめ鎌倉市教育委員会のいじめ関係の相談窓口の電話番号を記したカードを配布している。（平成26年度配布数：19,000部）	どれだけ効果を上げているのかわかりず、今後調査を検討していきたい。	B
児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるための相談体制の推進	教育センター	幼児から青少年（主に学齢期）までの保護者・本人等相談人数322人、相談件数延べ2533件	不登校児童生徒への支援として設置されている教育支援教室「ひだまり」は現在、大船中学校地内にあり学校改築に伴う移転が必要。平成28年度以降の設置場所検討が急務である。また、教育センターの施設が分割していることによる連携不足等の課題を解決するために、教育センター事業を一元的に管理できる施設の確保が望まれる。	A
いじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を活用した、いじめの予防・防止及び早期対応の推進	教育センター	小・中学生とその保護者等相談件数13件	匿名での相談が多いが、できる限りの情報を収集し当該校へフィードバックする。そのとき、当該者への配慮を怠らない情報提供を心がける。また、その後の経過把握のため学校へ聞き取りなど好転、解決へ向けた支援を行う。	A
社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な知識や技能を持つスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒の生活環境面への支援	教育センター	児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築 支援対象数30人 支援件数64件 訪問活動回数96回	SSWの認知度があり、各学校からの派遣要望が増えてきている。	A
家庭、地域社会、学校が連携した、いじめや不登校のない学校づくり	教育指導課	鎌倉市では「鎌倉市いじめ防止基本方針」、市立の各学校でも「学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づきいじめのない社会・学校づくりを推進した。	「いじめほどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」という認識をもち、継続して取り組んでいく必要がある。	B

3 高齢者 重点施策 ①高齢者虐待防止対策の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
高齢者虐待予防の周知・啓発の推進	高齢者いきいき課	平成26年11月8日に参加した「玉縄まつり」において、高齢者虐待防止の周知・啓発を図った。 また、広報かまくら、市のホームページ、「高齢者サービスのご案内」等などの小冊子により、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見、早期対応に努めている。	引き続き、啓発等に努める。	B
市や地域包括支援センターのほか、関係機関との連携による高齢者本人・家族の支援	高齢者いきいき課	市内地域包括支援センターにおいて、虐待及び虐待の疑いに関する相談として、延97件の相談票を作成し関係者と共に問題解決に取り組んだ。	今後も事業継続していく。	B
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「(仮称)鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	高齢者いきいき課	内容について見直しを図り、設置に向けて関係機関と協議を行った。	設置に向けて、検討を進める。	B

3 高齢者 重点施策 ②成年後見人制度の利用促進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
判断能力が不十分な人の権利を保護するための成年後見制度の周知・啓発	高齢者いきいき課	市内7カ所の地域包括支援センター及び平成26年7月1日に開設した成年後見センターが成年後見制度の周知・相談業務を行っている。さらに、成年後見センターでは、弁護士によるより専門性の高い成年後見制度に関する月一回の相談窓口を開設した。	引き続き、啓発等に努める。	B
成年後見制度の説明、利用案内など市の相談体制の核となる「(仮称)成年後見センター」の設置や、今後市民後見人を活用するなど、成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進	高齢者いきいき課	成年後見制度利用の必要がある手続きができる親族が不在の場合に、鎌倉市長が手続きを行い適切な制度利用を進めている(平成26年度市長申立12件)。 また、成年後見制度利用手続きの中で発生する精神再鑑定費用の助成事業の他に、後見人等への報酬費用の助成事業を開始(平成26年度3件の助成を実施)。 かまくら成年後見制度連絡会を開催し、専門職と相談機関との情報の共有と連携の強化を図った。 成年後見センターを平成26年7月1日に開設した。	引き続き、取り組みを推進する。	B

3 高齢者 重点施策 ③地域包括ケアシステムの構築

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
地域包括支援センターの機能の充実	高齢者いきいき課	地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会に、地域づくり活動や、地域ケア会議を調整する役割として、介護保険法で定める3職種の外に、専任で1名追加で職員を配置した。その他の地域包括支援センター6カ所には、3職種のうちの一人にその役割を兼務するよう業務を委託した。	今後も事業を拡大し継続していく。	A
関係機関・関係団体等のネットワーク強化による、地域における支援体制の充実	高齢者いきいき課	在宅医療・介護連携推進会議を立ち上げ、住みなれた地域で人生の最期まで、希望する場所で暮らしつづけられるような仕組みを作るため、専門職が集まる会議を年に4回開催した。	今後も事業継続していく。	B
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	高齢者いきいき課	有料老人ホーム等高齢者が利用する施設については、神奈川県バリアフリー条例に適合する設計をするよう働きかけを行っている。	引き続き、取り組みを推進する。	B
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	建築住宅課	みんなのバリアフリー街づくり条例に準じた公衆トイレ新築 1件	対象となる建築物を建設する場合、予算段階からの組み込みを十分に行う。	B
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	道路課	歩道段差解消事業 14カ所 特記事項：歩道段差解消は昭和54年度から350箇所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806箇所が必要と確認されたため、平成17年度から第二次事業として実施している。	歩道段差の解消は、平成26年度末の整備率が約43%であり、今後も順次整備していくが、完成までには、まだ年数を要する。	C
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	交通計画課	ノンステップ導入計画に併せてバス事業者が国庫補助を申請し、4台のノンステップバスの購入を支援した。		A

4 障害者 重点施策 ①障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	障害者福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成した。 平成26年度助成件数：9件	事業内容の周知に努めて事業を推進	B
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	道路課	歩道段差解消事業 14カ所 特記事項：歩道段差解消は昭和54年度から350箇所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806箇所が必要と確認されたため、平成17年度から第二次事業として実施している。	歩道段差の解消は、平成26年度末の整備率が約43%であり、今後も順次整備していくが、完成までには、まだ年数を要する。	C
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	交通計画課	平成25年度の1日平均乗車人員が8,849人ある北鎌倉駅において多機能トイレ、階段のスロープ化やエレベーター設置に係るバリアフリー化工事を完了しました。		A
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	建築住宅課	みんなのバリアフリー街づくり条例に準じた公衆トイレ新築 1件	対象となる建築物を建設する場合、予算段階からの組み込みを十分に行う。	B
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	障害者福祉課	災害時における要援護者の避難についての講演会を後援し、開催をサポートした。	地域防災力の向上	B
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	総合防災課	要援護者に関する対策にあたり、全市実施に先立ち、モデル事業を実施。（3自治会町内会）	全体計画を確定し、全市域での要援護者情報の提供と個別支援プランの策定を進める。	B
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	総合防災課	福祉避難所5カ所	福祉避難所のあり方について、各機関と連携し検討を進める。	B
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	福祉総務課	災害時において、在宅障害者を市内の障害者施設へ緊急受入れするため、施設を運営する法人と協定を締結している。 市内5施設（鎌倉清和園・障害者支援センター鎌倉清和・鎌倉はまなみ・工房ひしめぎ・鎌倉薫風学園）との協定を締結中。	発災時を想定した、具体的なシミュレーションを行い、各施設と認識を共有することが必要。	B
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	障害者福祉課	避難所において、様々な障害への配慮や対応の準備を進めるため、福祉的避難所の設置について検討を進めた。 福祉避難所数5箇所	地域防災力の向上	B
障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	障害者福祉課	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を雇用している事業主に、奨励金を支給した。 平成26年度支給対象者数 53人	特になし	B
障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	職員課	障害者を対象とした採用試験の実施及び採用。平成26年度試験より、障害種別に関わらず、すべての障害者を対象とした。また、新たに障害者事務補助嘱託員の採用試験を実施した。平成26年度採用数 常勤1名・非常勤1名	今後も障害者雇用の促進に努めていく。	C

4 障害者 重点施策 ②ライフステージに応じた相談支援体制の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
市と相談支援事業所との一層の連携を進めることによる情報の提供やサービス事業者との調整、社会資源の活用など総合的なサービス提供の推進	障害者福祉課	相談支援事業所数 12カ所(委託含む) 委託相談支援事業所 3カ所	相談支援専門員のスキル向上。	B
支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進	障害者福祉課			B
支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進	発達支援室	特別な支援を必要とする児童とその家族に対し、次のような支援を行っている。 ・子どもの発達に関する相談及び支援の実施 延3,403人 ・幼稚園・保育園等各機関への巡回相談の実施 延418人 ・児童発達支援センターあおぞら園、児童発達支援の実施 実利用人数38人延利用人数6,272人 ・児童発達支援センターあおぞら園、保育所等訪問支援の実施 実利用人数3人 延利用人数68人 ・障害児相談支援の実施 障害児支援利用援助69人(延80人) 継続障害児支援利用援助38人(延52人) ・発達支援システムネットワークによる支援の実施34事例 ・障害児放課後・余暇支援事業を大船、深沢地区 2カ所で実施している。 開所日数：307日 登録者数：7人 延利用人数：82人	・発達障害が疑われる児童の早期からの相談及び『5歳児すこやか相談』を通じた相談の増加に伴い、保護者の不安感に寄り添った対応及び必要な支援体制の整備が求められるとともに、庁内他課、関連機関との密接な連携のもと、チームアプローチによる支援を強化していく必要がある。 ・法内事業の対象外である外出機会の少ない障害者等を対象とした障害児等放課後余暇支援事業については、利用者のニーズを把握し事業の必要量について検討していく必要がある。 ・あおぞら園は、障害児支援の拠点施設として、地域の関係機関や子育て支援、福祉、教育分野との一層の連携強化を図っていく。また定員については常に充足の状況であり、利用希望者については市内の事業所と連携を図り速やかに対応をしていく。	A
支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進	教育指導課	関係諸機関との発達支援システムネットワークによる支援を実施した。	サポートファイルの活用と定着	B

4 障害者 重点施策 ③障害者の虐待防止の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
障害者虐待防止センターを中心とした障害者に対する虐待防止・啓発、早期発見家族や本人への支援	障害者福祉課			B
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「(仮称)鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	障害者福祉課	・虐待防止相談員を1人非常勤で配置したが、年度の途中で設置が終了した。 ・相談・受付件数：9件	知的障害、精神障害の特性により、虐待と捉えて良いかわかりにくい事例が多く、養護者からの虐待は対応が難しい。	B

4 障害者 重点施策 ④成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
知的障害や精神障害により自分ひとりで十分な判断ができない障害者の権利を擁護するための成年後見制度の周知・啓発	障害者福祉課			B
成年後見制度についての市の相談体制の核となる「(仮称)成年後見センター」の設置や市民後見人の活用など、成年後見制度の利用促進に向けた取組を今後進めていくことで障害者の権利擁護を推進	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見センター開設・運営 かまくら成年後見制度連絡会4回開催 	成年後見センターの適切な運営が必要となる。	B

4 障害者 重点施策 ⑤障害者への理解の促進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業、福祉教育の推進	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいフェスティバルを年1回開催 ふれあいショップを市役所内(週2回程度)、及び生涯学習センター(週1回)で開催。大船駅前でも年1回開催。 障害者週間に合わせて、鎌倉駅地下道ギャラリーで地域活動支援センター等の作品展示。 手話講習会等を開催。 	当該事業の趣旨を踏まえ、関係者だけでなく、広く市民も参加できる内容の工夫が必要である。	B
障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業、福祉教育の推進	教育指導課	各小・中学校での共同及び交流学習 総合的な学習の時間等による福祉学習、アイマスク体験学習や点字学習等を実施した。	インクルーシブ教育の推進に向けてより一層の充実を図る必要がある。	A
高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援の検討	市民健康課	専門相談機関や、高次脳機能障害に対応した市内の言語訓練教室・グループ等を紹介。		B

5 外国人 重点施策 ①多言語による情報提供の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	文化人権推進課	県作成の多言語対応医療マニュアルや配偶者暴力相談パンフレットを窓口に加えて、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民への対応策として、市や公的機関等からの要請に基づき、市民通訳ボランティアを派遣する制度を運用している。登録者数は129人、対応言語は15カ国語。	迅速な対応ができるよう、登録者との連絡調整に努める。外国籍市民への周知を図る。	B
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	観光商工課	英語、フランス語、ハンガール、スペイン語、中国語のマップを外国人観光客等に配布した。また、新たに中国語(繁体字)マップの作成を行った。	作成している5カ国語以外の言語についても、ニーズを把握し拡充を検討する。	A
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	市民課	言葉の違いがハンディキャップとならないよう、生活・行政情報を記載した多言語パンフレットを窓口に加えて配置した。 例：県作成の多言語対応医療マニュアル、県作成の配偶者暴力相談パンフレット等	多言語パンフレットは今までどおり設置しているが、外国人登録事務の廃止により、以前より外国人来庁者の目に触れる機会が減少している。	B

5 外国人 重点施策 ②多文化共生社会の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対する、日本語指導の支援等、教育環境の充実	教育指導課	日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、日本語指導等の支援をすることにより、学校生活への適応を図った。	言語によっては指導者を確保することが困難である。	A
国籍の違いを越え、言語、文化、習慣の違いを互いに理解し、安心して暮らせる地域社会を目指した国際理解の推進	文化人権推進課	国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際フェスティバル2014」を開催し、団体の活動紹介及び国際理解の場を提供した。	団体の活動紹介及び国際理解の場を引き続き提供する	B
市民及び市民団体の国際交流・協力活動の推進	文化人権推進課	国際交流・協力団体連絡会の団体一覧を作成するとともに、「情報かわら版」を年4回発行し、情報提供を行った。	「情報かわら版」の内容の充実を図る。	B

6 災害発生時の人権 重点施策 ①防災に関する男女共同参画の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくり	総合防災課	間仕切り等プライバシー確保のための備蓄	訓練等を通し、避難所におけるニーズの把握に努める。	B
防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大	総合防災課	防災会議委員における女性委員数2名	防災会議の性質上、委員の専門性や業種の特殊性から女性委員の登用に絞った人選は難しいが、情報収集に努め、女性委員の登用を進めたい。	B

6 災害発生時の人権 重点施策 ②災害時要援護者に対する支援

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月）」を基にした災害時要援護者情報の庁内での共有・把握、及び平常時から支援体制の整備	総合防災課	災害時要援護者支援システムを導入し、福祉総務課と情報を共有。	全市実施においては、大量のデータを正確に処理する必要があり、膨大な事務量が発生することから引き続き庁内の連携体制強化が課題。	B
高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援	総合防災課	防災行政用無線、緊急速報メール（キャリア3社）、市のホームページ等で情報提供。避難標識や路面シートの整備による避難誘導。各種避難訓練（6回）の実施。	引き続き、防災行政用無線の補完対策充実、避難誘導の強化等をすすめる。	B

7 同和問題 重点施策 ①同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の促進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
同和問題についての正しい理解と認識を深め、偏見と差別のないまちづくりの実現を目指した啓発	文化人権推進課	・教育センターとの共催により人権教育研修会を開催し、人権尊重についての認識を深めた。 （小・中学校の教職員25人・市職員17人参加） ・教育総務課との共催による人権講演会を開催した。（PTA・人権擁護委員170人参加） ・市民を対象とした人権啓発講演会を2回実施（延88人参加） ・法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを配布し、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	C
基本的人権を尊重することを基盤に、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる学校教育の推進	教育指導課	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」を目指し、道徳の時間を要として、学校教育全体を通じて実施した。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A

7 同和問題 重点施策 ②えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
同和問題を口実とする、企業や行政機関等に対する不当な要求の排除に向けた啓発	文化人権推進課	えせ同和行為の排除に向けた対応を市内ネットワークに掲示し、市職員への周知を図った。また、法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを市の窓口で配布した。また、平成15年11月に制定された「鎌倉市不当要求行為等に関する要綱」に基づき、市職員に対処方法を徹底している。(職員課) 平成26年度不当要求行為等報告数 0件	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	C

8 さまざまな人権 重点施策 ①患者等の人権

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	市民健康課	感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットの配布により、市民に周知している。		B
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	文化人権推進課	法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを市の窓口で配布した。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	C
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	教育指導課	HIV・エイズ等の感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットの配布により、市民に周知した。また、学校教育においては、保健体育、社会科、総合的な学習の時間、道徳などの学習において、感染症や人権についての学習を通して、偏見や差別をなくすよう人権感覚を身に付けさせた。		A

8 さまざまな人権 重点施策 ②性的少数者の人権

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、性同一性障害者など性的少数者の人権について理解を深めるよう啓発を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	C

8 さまざまな人権 重点施策 ③犯罪被害者の人権

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、犯罪被害者等への理解を深めるよう啓発を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	C
犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	市民安全課	かながわ犯罪被害者サポートステーション等が発行するパンフレット等の配布、啓発DVDの上映など		A

8 さまざまな人権 重点施策 ④拉致被害者の人権

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発	文化人権推進課	政府拉致問題対策本部作成の各種ポスターを掲出し、拉致被害者への理解を深めるよう啓発を行った。	ポスターの掲出だけでは周知が十分でないため、講演会の開催、ホームページ等による情報提供も必要。	C

8 さまざまな人権 重点施策 ⑤インターネット等による人権侵害

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
インターネット、ソーシャルネットワーキングサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、インターネットによる人権侵害を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、講座の開催、ホームページ等による情報提供も必要。	C
インターネット、ソーシャルネットワーキングサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発	教育指導課	新しい情報を収集し、学校への情報提供や教員への研修等を行った。 子どもたちには、学習指導要領に沿って、情報に関する授業の折に、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進めた。 地域や保護者の協力も必要であることから、PTA主催の研修会、入学説明会や授業参観・懇談会、学校だよりや長期休業前に配付する生活に関するプリント等で情報モラルについての啓発活動を行った。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A

8 さまざまな人権 ⑥ホームレス問題

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、ホームレスの問題を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	C
偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発	生活福祉課	神奈川県と合同でホームレス巡回相談（5月、9月、11月、27年3月）及び全国調査（26年1月）を実施するとともに、昨年度末に市で把握していたホームレス3名のうち、1名について、生活保護制度利用による生活の立て直しを行った（1名は所在不明）。 ・平成27年1月把握人数＝1名	今後も、把握しているホームレス1名について、生活保護制度等を活用し、ホームレス生活からの脱却を図るよう、相談支援に努めていく。	A

8 さまざまな人権 重点施策 ⑦個人情報の保護

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
就職・結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報漏えいを防ぐための、戸籍等不正取得防止の徹底（本人通知制度の運用）	市民課	平成26年4月1日から「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」を定め、不正取得の防止に努めた。	本人通知制度を実施することにより、不正取得への抑止力が高まることが期待されるため、出来るだけ早期に実施できるように準備を進める。	B

8 さまざまな人権 重点施策 ⑧ハラスメントの防止

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
働く場でのハラスメントに関する啓発活動を推進	文化人権推進課	・職員課との共催により、職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。 ・庁内掲示板において女性相談の案内を掲示し、職員も利用できる旨広報した。	今後、職員課とも連携してより効果的な研修を実施するとともに、相談しやすい体制づくりに努めていく。	B
職場や学校など、さまざまな場面におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	職員課	平成11年度から、セクシュアル・ハラスメントに関する職員の相談について、随時受け付けている。 平成26年度相談件数 1件	今後、より相談しやすい体制づくりに努めていく。	C

「第5章・人権施策推進に向けて」に関する主な実施状況

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ①人権教育の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育	文化人権推進課	人権擁護委員会と連携し、保育園5歳児を中心に紙芝居を題材とした、いじめ防止等の啓発活動を行った。 人権作文については、市内公立・私立中学校10校から431作品の応募があった。優秀作品を作文集として配布し、広く人権意識の向上に寄与した。	啓発先の拡大が必要と考え、保育園・幼稚園等への働きかけを進めたい。 すべての中学校から応募してもらえるよう、学校側への依頼を続ける。	B
保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育	教育指導課	各小・中学校での日常指導や教科等の中で人権尊重の理念を理解する教育を行った。 特記事項：文化人権推進課や県による出前授業等も活用した。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A
子どもの権利条約の周知	文化人権推進課	法務省作成の人権啓発パンフレットを配布し、啓発に努めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B
子どもの権利条約の周知	教育指導課	こども相談課との連携を密にして、児童虐待の早期発見に努めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B
こどもの意見を聞く機会の確保と意見の尊重	教育指導課	子ども議会を実施し、中学校の生徒の代表者から防災・安全・環境問題などの意見が出された。	今後も様々な課題について取り組んでいきたい。	B
家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進	教育指導課	社会教育主事や子ども相談課、文化人権推進課と共に、家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進を図れるよう必要に応じて啓発活動を行っている。	今後も様々な課題について他課と連携を図りながら取り組んでいきたい。	A

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ②人権啓発の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
市民が参加しやすい曜日や時間帯に配慮した啓発活動	文化人権推進課	人権に関わる市民を対象とした講座については、原則休日や平日の夜間などに開催しました。	今後も講座開催は、原則として休日・平日夜間にしたい。	B
差別をうけている当事者や支援者とともに行う啓発活動	文化人権推進課	人権啓発を行っている県内の人権団体が主催する研修会に職員を参加させ、当事者の気持ちや考えに触れる機会を提供しました。	今後とも重要な課題として取り組んでいきたい。	B
ホームページやソーシャルネットワークシステムなど、さまざまな伝達手段を用いた人権関連情報の提供	文化人権推進課	市のホームページに、人権意識の啓発、人権相談の周知、行政情報（講演会の開催等）を掲載するとともに、twitter等を活用して、講演会等の情報提供を行った。	他の行政機関や団体と相互に情報を提供し合い、情報量を増やしたい。	B

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ③人権研修の推進

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
相談業務や社会的に弱い立場の市民に関わる職員に対する人権研修の充実	文化人権推進課	横浜国際人権センター、神奈川人権センターなどが主催する講演会、講座に参加し人権問題に対する情報を得た。 特に、神奈川人権センターが主催する人権学校には、福祉部門などで相談業務にあたる職員が主に参加した。	今後も重要な課題として取り組んでいきたい。	B
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	文化人権推進課	市職員と教職員を対象に人権に関する研修を実施した。 実施回数：1回 参加人数：市職員25人、教職員17人	問題点：特になし 今後の方向性：今後も継続していく。	B
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	教育センター			B

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
相談する市民にとって、さらに分かりやすい窓口案内の充実	文化人権推進課	・平成26年度人権相談 16件 ・平成26年度女性相談 389件 毎月1日号の広報かまくらに人権相談・女性相談の日程表を掲載し、ホームページにも掲載している。	今後も、周知啓発を徹底し、分かりやすい窓口案内に努める。	B
相談する市民にとって、さらに分かりやすい窓口案内の充実	市民相談課	市民相談課での対応件数は1,630件（内訳：電話951件、窓口679件）。市民誰もが相談できるよう、毎月1日号の広報かまくらに各種相談の日程等が記載されている市民相談の一覧表を掲載し、市役所ロビーや各支所等に配架した。また、ホームページや市民便利帳にも掲載している。		A
複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の強化	文化人権推進課	多種多様な相談に対しては、市役所内の相談窓口に限らず、神奈川県が作成している人権相談窓口一覧等も活用して、柔軟な対応をしている。	今後も連携を強化し、柔軟な対応を心掛ける。	B
複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の	市民相談課	性別を問わず、当課で受けた相談は適切な担当課・担当機関（県等）を紹介している。		A
人権侵害の未然防止や被害者の救済のため、法務局・県・人権団体等との連携	文化人権推進課	人権侵害の相談・申出等があった場合は、横浜地方法務局湘南支局と緊密な連携を取り、被害者救済に当たっている。また、DV被害者の相談・救済については、県配偶者暴力相談支援センターや民間団体等と十分な連携を図りながら対応した。	今後も、法務局・県人権団体等との連携を強化していく。	B

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
市民、地域の団体、事業者等との連携の推進	文化人権推進課	市民参画による「かまくら人権施策推進委員会（委員5人）」を開催した。	今後も継続していく。	B
市民、地域の団体、事業者等との連携の推進	地域のつながり推進課	地域住民や団体が連携・協力して地域課題を考え、解決する地域会議に行政も一団体として参加。 「大船地域づくり会議」 構成団体：16団体 会議の開催：5回 アンケート結果分析、ホームページ運営を行う。	地域会議を進めるに当たっては、誰もが暮らしやすい地域社会という視点を意識しながら取り組むように努める。	B
市民、地域の団体、事業者等に対する啓発機会や情報提供の充実	文化人権推進課	本市の人権擁護委員・弁護士を講師に迎え、老人クラブ会員等を対象に、相続にまつわる問題点についての講座を実施した。	今後も、人権擁護委員等と連携して、人権啓発・人権擁護のための講座等を実施していきたい。	B
市民、地域の団体、事業者等に対する啓発機会や情報提供の充実	地域のつながり推進課	市民活動センターにおいて市民、市民活動団体・NPOへの情報提供等を行った。 市民活動センター利用者数 延べ20,136人		B

4 人権尊重とプライバシーの保護

事業内容	担当課	平成26年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価
インターネット等による人権侵害を予防するための啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、インターネットによる人権侵害を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、講座の開催、ホームページ等による情報提供も必要。	C
個人情報保護の重要性について、市職員や市民、事業者に対しての意識啓発の推進	総務課	市民に対しては、個人情報の適切な取扱いについて情報提供に努め、職員には個人情報保護ハンドブックの配付を行った。		A

•			
A			
•			
A			
•			

•			
•	*		
•			
•		*	

•			
A			